

海津市スタートアップ起業支援事業補助金

～市内で起業する方を応援します！～

令和8年4月1日以降に市内で起業する方を対象に、起業に係る経費の一部を助成します。

令和8年度から第二創業も対象になりました！

補助金交付対象者

補助金の交付の対象になるのは、以下の要件にすべて当てはまる方です。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に在住し、かつ住民基本台帳法に基づく海津市の住民基本台帳に登録されていること。
 - イ 令和7年4月1日以降に市内に転入し、かつ住民基本台帳法に基づく海津市の住民基本台帳に登録されていること。ただし、住民票を市内に移す直前の住所が、連続して3年以上海津市外にある方に限ります。
 - ウ すでに事業を営んでいる方で、現在の事業とは異なる事業を開始する方（個人・法人問わず）
- (2) 令和8年4月1日以降に市内で起業しようとする方であること。
- (3) 令和9年3月31日までに、起業できる見込みがあること。
※補助対象経費に係る物品の納品や委託業務および工事が完了し、支払いも完了していること。
個人事業者の場合は、税務署に開業届を提出し受理されていること。
法人の場合は、法人設立登記を完了すること。
- (4) 起業した日から2年以上市内で事業を行う意思があること。
- (5) 起業した日から2年以上市内に住み続ける意思があること。
- (6) 次のいずれかを実施できる見込みがあること。
 - ア 個人事業主として起業する場合、起業するまでに市内に事業所を設けること。
 - イ 法人を設立する場合、市内を本店所在地とした法人登記を行うこと。
- (7) 許認可を必要とする業種である場合、既に必要な許認可を受けているか、起業するまでに許認可を受けることが確実であること。
- (8) 公的経営支援機関（海津市商工会、大垣ビジネスサポートセンター、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターおよび岐阜県よろず支援拠点）による指導、助言を受けて適切な事業計画を立てていること。
- (9) 海津市商工会に入会すること。
- (10) 事業内容が公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがないもので、公的な支援を行うことが適当と認められるものであること。
- (11) 市税を滞納していないこと。



交付対象にならない場合

以下のどれか一つでも当てはまる場合は交付対象者になりません。

- (1) 海津市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員であるもしくはこれらと密接な関係がある。
- (2) 風俗営業やそれに類する業種または消費者に著しく不利益を与えると認められる事業を営む予定である。
- (3) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む予定である。
- (4) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営む予定である。
- (5) 過去に本補助金の交付を受けたことがある。（異業種は可）
- (6) 国・県・他の団体等から、起業にあたり各種補助や助成金等を受けている。

(7) その他市長が適当でないと認める場合。

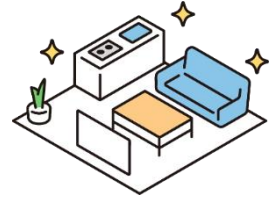
交付対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助金の交付決定があった日から起業の日までの間に使った起業に必要な経費のうち、次の(1)～(5)とします。ただし、経費の合計額が30万円以上ある場合に限りま。

必ずしも(1)～(5)のすべてを実施する必要はありません。例えば、(1)で30万円以上の経費がかかった場合、(1)だけでも交付対象経費になります。

- (1) 設備費※（専ら事業の用に供するものに限る）
- (2) 改装費（工場、店舗等の新築、改装費用）
- (3) マーケティング調査費（委託料を含む）
- (4) 広告宣伝費（ホームページ作成委託費を含む）
- (5) 起業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

※事業用の機械・器具等のことを言います。ただし、汎用性の高いもの（パソコン、デジカメ、スマートフォン等）や車両は含みません。



補助金の額

次の1、2の合計額を補助金額とします。最高で80万円。

1. 交付対象経費の2分の1の額。上限30万円。
2. 次のア～オのあてはまる項目1つにつき10万円を加算します。
どれにも当てはまらない方は加算なしです。

- ア 直前の住所が連続で3年以上市外にあった方が、令和7年4月1日以降に市内に転入し、かつ市内で起業する見込みがある人
- イ 補助金の交付を申請する日において年齢が29歳以下である人
- ウ 市内の空家等を活用し起業する人
- エ 飲食業を行う人（キッチンカー、テイクアウトのみは対象外）
- オ 子どもを伴い転入した人（子育て世帯）

1/3→1/2 へ
対象経費、拡充！
加算も追加！

申請期間 令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

ただし、期限前であっても予算に達し次第受付を終了します。予めご了承下さい。

申請に必要な書類

海津市スタートアップ起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）を、以下の書類と一緒に商工振興・企業誘致課にご提出ください。

- (1) 申請者の住民基本台帳法に基づく住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
- (2) 交付対象経費の内訳を説明する書類（見積書など）
- (3) 市税の未納がない証明書（本市に納めるべき市税がある場合のみ）税務課で発行
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請方法

申請に必要な書類を商工振興・企業誘致課窓口にご提出ください。（郵送不可）

※申請様式は市ホームページからダウンロードできます。また、商工振興・企業誘致課窓口でも配布しています。

問い合わせ先、申請書提出先 海津市役所 商工振興・企業誘致課

TEL：0584-53-1374 平日9：00～16：00